

自己資本の構成に関する開示事項
(2020年3月期自己資本比率)

1. 連結自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、別紙様式第五号)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号 (注)		項目	イ 当四半期末 (2020年3月期)	ロ 前四半期末 (2019年12月期)	ハ 別紙様式第十四号 (CC2)の参照項目
CG1: 自己資本の構成(銀行連結・持株)					
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26		普通株式に係る株主資本の額	568,040	550,323	
1a		うち、資本金及び資本剰余金の額	106,417	86,727	(01)、(02)
2		うち、利益剰余金の額	477,336	475,385	(03)
1c		うち、自己株式の額(△)	11,789	11,789	(04)
26		うち、社外流出予定額(△)	3,923	—	
		うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
1b		普通株式に係る新株予約権の額	365	350	(05)
3		その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	168,023	230,320	(06)
5		普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	
6		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	736,430	780,994	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9		無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,505	3,570	
8		うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	
9		うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	3,505	3,570	(11)
10		繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	
11		繰延ヘッジ損益の額	△ 660	△ 1,098	(07)
12		適格引当金不足額	5,753	1,205	
13		証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
14		負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
15		退職給付に係る資産の額	14,507	16,309	(12)
16		自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	4	1	(13)
17		意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	
18		少数出資金融機関等の普通株式の額	10,990	12,908	(13)
19+20+21		特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	—	—	
20		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
21		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	—	—	
24		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
25		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
27		その他Tier1資本不足額	19,105	12,891	
28		普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	53,207	45,787	
普通株式等Tier1資本					
29		普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	683,222	735,206	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
34-35		その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	1,337	6,031	(08)
33+35		適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	
35		うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—	—	
36		その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	1,337	6,031	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37		自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—	
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
39		少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
40		その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
42		Tier2資本不足額	20,443	18,922	
43		その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	20,443	18,922	
その他Tier1資本					
44		その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	—	—	
Tier1資本					
45		Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	683,222	735,206	

Tier2資本に係る基礎項目				
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	—	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	—	
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	314	1,419	(08)
47+49	適格旧Tier2資本調達手段のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—	—	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	93	104	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	93	104	(14)
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	—	—	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(子)	408	1,523	
Tier2資本に係る調整項目				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	20,851	20,446	(13)、(15)
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	20,851	20,446	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額((子)-(リ))(ヌ)	—	—	
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	683,222	735,206	
リスク・アセット				
60	リスク・アセットの額(ヲ)	3,607,147	3,583,214	
連結自己資本比率及び資本バッファ				
61	連結普通株式等Tier1比率((ハ)ノ(ヲ))	18.94	20.51	
62	連結Tier1比率((ト)ノ(ヲ))	18.94	20.51	
63	連結総自己資本比率((ル)ノ(ヲ))	18.94	20.51	
64	最低連結資本バッファ比率	2.50	2.51	
65	うち、資本保全バッファ比率	2.50	2.50	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	0.00	0.01	
67	うち、G-SIB/D-SIBバッファ比率	—	—	
68	連結資本バッファ比率	10.94	12.51	
調整項目に係る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	71,331	76,100	(13)、(15)
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	5,073	7,581	(13)、(15)
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額	93	104	(14)
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	277	286	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—	—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—	—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	—	—	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	

(注) バーゼル銀行監督委員会により2017年3月に公表された「開示要件(第3の柱)の統合及び強化—第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1における表に記載された番号です。

2. 単体自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、別紙様式第一号)

CC1: 自己資本の構成(銀行単体)

国際様式の 該当番号 (注)	項目	イ	ロ	ハ
		当四半期末 (2020年3月期)	前四半期末 (2019年12月期)	別紙様式第十三号 (CC2)の参照項目
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	519,682	522,500	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	84,813	84,813	(01)、(02)
2	うち、利益剰余金の額	450,572	449,476	(03)
1c	うち、自己株式の額(△)	11,789	11,789	(04)
26	うち、社外流出予定額(△)	3,914	—	
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	365	350	(05)
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	167,629	227,964	(06)
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	687,677	750,815	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,357	3,432	
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	3,357	3,432	(11)
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 660	△ 1,098	(07)
12	適格引当金不足額	8,070	3,904	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
15	前払年金費用の額	13,605	13,351	(12)
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	4	1	(13)
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	12,594	13,933	(13)
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	—	—	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	—	—	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
27	その他Tier1資本不足額	24,038	22,184	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	61,009	55,709	
普通株式等Tier1資本				
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	626,668	695,106	
その他Tier1資本に係る基礎項目				
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	—	—	
その他Tier1資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
42	Tier2資本不足額	24,038	22,184	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	24,038	22,184	
その他Tier1資本				
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	—	—	
Tier1資本				
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	626,668	695,106	

Tier2資本に係る基礎項目				
	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
46	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	—	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	—	
	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
47+49	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	—	—	
50	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	—	—	
50a	うち、適格引当金Tier2算入額	—	—	
50b	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	—	—	
51		—	—	
Tier2資本に係る調整項目				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	24,038	22,184	(13)、(14)
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	24,038	22,184	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	—	—	
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	626,668	695,106	
リスク・アセット				
60	リスク・アセットの額(ヲ)	3,560,933	3,534,834	
自己資本比率				
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	17.59	19.66	
62	Tier1比率((ト)/(ヲ))	17.59	19.66	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	17.59	19.66	
調整項目に係る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	66,329	73,121	(13)、(14)
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	5,003	7,504	(13)、(14)
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額	—	—	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	—	—	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—	—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—	—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	—	—	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	

(注) バーゼル銀行監督委員会により2017年3月に公表された「開示要件(第3の柱)の統合及び強化—第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1における表に記載された番号です。